

令和2年度水産物販売促進緊急対策事業  
(うちインターネット通販等を活用した販売促進事業)  
出品者支援実施規程

令和2年7月1日  
水産物販売促進緊急対策事業共同事務局

## 第1 目的

新型コロナウイルス感染拡大に伴うインバウンド需要の減少や輸出の停滞又は外食需要の減少等により、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が生じている水産物について、緊急的な販売促進に取り組む必要がある。

このため、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業実施要綱（令和2年4月30日付け2政第22号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱（令和2年4月30日付け2政第23号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び水産物販売促進緊急対策事業実施要領（令和2年4月30日付2水推第195号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき国の助成を受け、一般社団法人大日本水産会と株式会社アール・ピー・アイが共同で設置する水産物販売促進緊急対策事業共同事務局（以下「事務局」という）が事業実施主体となつて、事務局が設置する送料支援対象品目WEBデータベース（以下「品目WEBデータベース」という）に出品された事業対象品目の送料に対し支援金を支援する場合の手続について、所要の規定を定め円滑な事業の実施を図るためにこの実施規程を定めるものとする。

## 第2 対象事業

この実施規程が対象とする事業（以下「本事業」という。）は、実施要領第4の1に掲げる「インターネット通販等を活用した販売促進」とする。事務局は支援対象事業者の公募、対象品目の審査、事業の調整・進行管理等に関する事務等を執り行うこととする。

## 第3 支援対象事業者

本事業の支援対象事業者は、次に掲げるとおりとする。

民間団体等（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）

## 第4 支援対象要件、送料支援対象経費及び支援金の額

1 支援対象要件及び支援対象経費については以下のとおりとする。

### (1) 支援対象要件

ア 実施要領第4の1に基づくインターネット通販等を活用した販売促進を実施する。

イ 将来のインバウンドや輸出需要又は外食需要等にも対応できる持続的な国内生産及び供給体制を維持することに貢献するため、エンド・ユーザーの需要を効果的に喚起することで国内生産者から消費者までの水産物の効率的な販売促進を図ることが期待できる支援対象となる送料・運送料であつて、次の全てのものを無償化すること。

① 送料・運送料の支援対象となる品目（以下「送料支援対象品目」という。）の購入者が負担する送料・運送料の実費

② インターネット通販サイト等への送料支援対象品目の出品者（以下「出

品者」という。)が負担する送料・運送料の実費

## (2) 支援対象経費

ア インターネット通販等において、支援対象事業者又は出品者から購入者への事業対象品目の送付・運送に要する経費（運搬事業者に支払う送料・運送料、梱包・冷媒費）。

- 2 事務局は、この実施規程に係る支援金について、国から交付決定を受けた額の範囲内において1（2）アの経費を支援対象事業者に対して支援する。なお、支援金額については、支援対象経費等の精査により減額することがある。

本事業の支援金額は支援対象経費の実費とする。

- 3 支援金額の上限及び下限

一支援対象事業者に対する支援金額の上限額、下限額は設けないが、1回の公募時における上限額を設けることがある。

## 第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年2月28日までとする。

## 第6 事業実施計画の（変更）承認等

- 1 事業実施計画の承認

公募により選定された支援対象事業者は、令和2年度水産物販売促進緊急対策事業（うちインターネット通販等を活用した販売促進事業）専用ホームページ（以下、「専用ホームページ」という。）にアクセスして、オンライン上で別紙1の内容による事業実施計画を入力し、事務局に申請するものとする。事業実施計画には、別紙1に記載されている、事業内容、対象品目の品目名、数量、提供時期・期間、事業に要する経費等を入力することとする。

事務局は、申請された事業実施計画を取りまとめ、予算の範囲内で見込まれる採択計画を作成した上で支援対象事業者への事業実施計画の承認を行う。

- 2 事業の着手

本事業の実施については、4の支援決定後に着手するものとする。

- 3 支援金支援の申請

事業実施計画の承認通知を受けた支援対象事業者が支援金の支援を受けようとするときは、専用ホームページにアクセスして、別紙2の内容による支援申請をオンラインで入力し、事務局に申請するものとする。

なお、支援申請を申請するに当たって、消費税は支援対象経費に含まれないため、これを減額して申請しなければならない。

- 4 支援決定

事務局は、3に定める支援申請の申請があったときには、審査の上、支援金を支援すべきものと認めたときは、速やかに支援決定を行い、支援対象事業者に支援金の支援決定の通知を行うものとする。

- 5 申請の取り下げの手続き

支援対象事業者が申請を取り下げようとするときは、支援決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を事務局に提出しなければならない。

## 第7 実施結果報告

支援対象事業者は、本事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和3年3月5日のいずれか早い日までに、専用ホームページにアクセスして、別紙3の内容による実施結果報告をオンラインで入力し、事務局に提出するものとする。

## 第8 支援金の支払いの手続

- 1 事務局は、実施結果報告を受けた場合には、報告内容を審査し、その報告に係る本事業の実施結果が、支援決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該支援金の額を確定し、支援対象事業者に通知するものとする。
- 2 事務局は、支援対象事業者に支援すべき支援金の額が確定した後、速やかに支援金を支払うものとする。

## 第9 支援決定の取消し等の手続

- 1 事務局は、第6の1の規定による事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の4の規定による支援決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。
  - (1) 支援対象事業者が、法令、実施要綱、交付要綱、実施要領又は本規程に基づく支援決定者の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 支援対象事業者が、支援金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 支援対象事業者が、支援事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
  - (4) 支援金の支援決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 事務局は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が支援されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 事務局は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

## 第10 事務局による調査

### 1 事業実施状況の報告

事務局は、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、支援対象事業者に対して事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

### 2 指導

事務局は、1に定める事業の実施状況報告の内容を確認し、事業の成果の目標に対する達成状況が立ち遅れていると判断される場合には、支援対象事業者に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

## 第11 特許権等の帰属

実施要領第12を準用し、本事業の実施により特許権等が発生した場合は、その権利は支援対象事業者に帰属するものとする。なお、事務局は、支援対象事業者に対して当該権利の利用に関し、協力を要請することがあります。

## 第12 収益納付

実施要領第13及び別記様式5を準用し、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、支援対象事業者が本事業の実施及び事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認

められる場合、事務局は、支援対象事業者に対して報告を求める。また、当該報告書に基づき、支援対象事業者が相当の収益を得たと認められる場合、支援された支援金額を限度に事務局に納付することを求めることができる。

### 第13 その他

支援対象事業者は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

実施規定 別記様式1

令和2年度水産物販売促進緊急対策事業  
 (うちインターネット通販等を活用した販売促進事業)  
 事業実施計画の承認申請について

令和2年度水産物販売促進緊急対策事業(うちインターネット通販等を活用した販売促進事業)実施規定  
 第6の1の規定に基づき、事業計画の承認を申請する。

提出年月日	
-------	--

■承認、申請の区分

①、②該当するものを選択。

<input type="radio"/>	①事業計画書の承認申請
<input type="radio"/>	②事業計画書の変更申請

■変更の場合の理由(上記で②を選択した支援対象事業者)

変更の理由	
-------	--

1 支援対象事業者

団体名称	
郵便番号	
住所	
代表者役職	
代表者氏名	
団体設立年月日※	
事業概要(必須)	
代表電話番号	
ホームページアドレス	

1-2 事業担当者及び連絡先

氏名	
ふりがな	
所属(部署名)	
役職	
電話番号	
FAX	
Eメール	

1-3 経理担当者及び連絡先

氏名	
ふりがな	
所属(部署名)	
役職	
電話番号	
FAX	
Eメール	

2 インターネット通販等の事業内容

①～④のうち、該当するものにチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/>	①自社でネット通販を行っている
<input type="checkbox"/>	②モール型ネット通販に自社の店舗を出店している
<input type="checkbox"/>	③ネット通販に商品を出品している
<input type="checkbox"/>	④上記(①～③)のいずれにも該当しない

(2で①または②にチェックした支援対象事業者は2-1へ、2で③または④をチェックした支援対象事業者は3へ)

2-1 自社ネット通販サイトまたはモール型ネット通販サイトの店舗での事業対象品目を掲載する特設ページについて  
 自社ネット通販サイトまたモール型ネット通販サイトの店舗に事業対象品目を掲載した特設ページを設けることができますか。  
 特設ページを設けることができる場合は、下にチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	自社ネット通販サイトまたはモール型ネット通販サイトの店舗に事業対象品目を掲載した特設ページを設けることができる
--------------------------	---

3 取扱可能品目

マグロ類	
ホタテガイ	
ブリ類	
マダイ	
フグ類	

ウナギ	
カジキ類	
カツオ類	
アジ類	
サワラ類	
イワシ類	
イカ類	
カレイ類	
タイ類	
メヌケ類	
サケ・マス類	
エビ類	
カニ類	
アナゴ類	
貝類	
海藻類	
アユ	
ウニ類	
スズキ	
タコ類	
ヒラメ	
ハモ	
ホッケ	

#### 4 事業実施期間

事業開始年月日	
事業終了年月日	

※事業終了期間は2021年2月28日以前としてください。(2/28は期間に含めることができます)

#### 5 事業実施期間中の対象品目取扱予定

総件数見込み	0件
--------	----

#### 6 支援対象経費

##### 1) 送料・運送料(税抜)

送料・運送料合計	0円
----------	----

##### 2) 梱包・冷媒費(税抜)

梱包・冷媒費合計	0円
----------	----

##### 3) 合計(税抜)

支援対象経費合計	0円
----------	----

#### 7 月間における支援対象経費

月	月間の支援対象経費の金額
7月	0円
8月	0円
9月	0円
10月	0円
11月	0円
12月	0円
1月	0円
2月	0円
支援対象経費合計	0円

#### 8 その他の事業にかかる自己負担金額

自己負担金額	0円
--------	----

#### 9 支援対象経費とその他の事業にかかる自己負担金額の合計

合計	0円
----	----



実施規定 別記様式3

令和2年度水産物販売促進緊急対策事業  
(うちインターネット通販等を活用した販売促進事業)  
の事業結果報告書

令和2年度水産物販売促進緊急対策事業(うちインターネット通販等を活用した販売促進事業)実施規定  
第7の1の規定に基づき、その実績を報告する。また併せて下記の通り支援金を請求する。

提出年月日	
-------	--

■支援対象事業者

団体名称	
郵便番号	
住所	
代表者役職	
代表者氏名	

■事業費

インターネット通販等を活用した販売促進事業	円
-----------------------	---

■事業実績

事業実績	
------	--

- 1 事業の実績が、支援申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、支援申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、支援決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には、次の書類を添付すること。
  - (1) 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し、購入等の領収証の写し。
  - (2) 上記に関連し、支払い経費に関する事務局が求める関係書類
  - (3) 支援金の送金先(金融機関名、口座番号、口座名義(フリガナ))

番 号  
年 月 日

殿

所在地  
事業実施者名  
代表者の役職及び氏名 印

令和2年度水産物販売促進緊急対策事業  
(うちインターネット通販等を活用した販売促進事業)  
収益状況報告書

令和2年度水産物販売促進緊急対策事業(うちインターネット通販等を活用した販売促進事業)実施規程第12の1の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

- |   |                        |      |
|---|------------------------|------|
| 1 | 事業の内容                  |      |
| 2 | 補助事業の実施により得られた収益の累計額   | 〇〇〇円 |
| 3 | 上に要する費用の総額             | 〇〇〇円 |
| 4 | 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号確定 | 〇〇〇円 |
| 5 | 前年度までの収益納付額            | 〇〇〇円 |
| 6 | 本年度収益納付額               | 〇〇〇円 |

(算定根拠)

(注) 収益計画書等を添付すること。